

京都市帝國大學經濟學會

經濟論叢

經濟論叢 每月一日發行
 第四十八卷第六號 昭和十四年六月一日發行
 大正十四年六月二十一日第三號郵政特許認可

第十四卷(第六號)

昭和十四年六月

論叢	貨幣の中立性について……………文學博士 高田保馬
	現金通貨、預金通貨及び潜在通貨……………經濟學博士 小島昌太郎
時論	戰時貿易の構成變化……………經濟學博士 谷口吉彦
研究	貯蓄投資と時間要素……………經濟學士 一谷藤一郎
	カルブンの秩序と職業……………經濟學士 澤崎堅造
	<small>隆家時代に於ける</small> 支那研究とその現代的意義……………經濟學士 島恭彦
說苑	幕末の出貿易論……………經濟學博士 本庄榮治郎
附錄	彙報
	外國雜誌論題
	本誌第四十八卷總目錄

(禁 轉 載)

カルヴンの秩序と職業

澤崎堅造

目次 (一)はしがき (二)秩序—(1)カルヴンとジュネーブ市政 (2)秩序と法

(三)職業—(1)恩寵と選擇 (2)「世俗的禁欲主義」 (四)むすび

一

働かざるものは食すべからずとは、確に勞働の意義を認めしめる古き言葉であつたが、農業はそれに協ふ典型
的なるものとして古來何處に於ても大體推奨せられたものである。けれども商業の如きは、坐して利得を貪る奸
計のわざに類するものとして心あるものゝ擧げるところとなり、利子を取つて貸すが如きは最も卑しきもの悪
しきものとして長く排斥せられたものである。西歐の歴史に於ても遠くヘブライ、希臘の昔から、ずつと中世を
通して流れたる思想である。たゞ十二、三世紀頃からは社會狀勢の變遷に伴つて、これらに對する考へも漸く變
つて來た。殊に十六世紀、思想界の最も活潑な時期、宗教改革の時代となつてその傾向は殊に著しくなつた。

宗教改革時代と云はるべき第十六世紀の西歐は、更によく觀察すると、二つの時期に分けられる。それは大體
一五四〇年から五〇年頃を以てその境目とする。更にこれを國別に見ると、前期は大體獨逸を中心とし、後期は
大體瑞西を中心として見られる。更にまた當時の著名な宗教改革者を以てそれを分けると、獨逸に於て明かに前

期に屬するものはルーテル²⁾であり、その後期はメランヒトン³⁾である。瑞西に於て前期に屬するものはエコラム・パヂウス、ツキングリー⁴⁾、後期はカルヴン⁵⁾、ヴィレー⁶⁾である。従てこれらの四種に分けられるけれども、思想的傾向の最も代表的なものを舉げると、それは獨逸に於ける前期のルーテルと、瑞西の後期のカルヴンとになると思ふ。當時最も喧しかつた經濟問題の一つは、利子⁷⁾であつたから、ルーテルもカルヴンも共に少からざる關心を持つてこの問題を直接に取扱つた。それについて此の兩者の見解を比較することは可成り興味ある問題であるが、その詳細についてはこゝで申述べる必要はない。たゞ概略として見るに、兩者共に利子是認の近代的充驅者として知られてゐるが、既に述べたやうに、ルーテルはその初期即ち大體一五二五年以前には是認の傾向が著しかつたが、それから後は晩年を通して(彼の死は一五四六年)次第に反對の傾向を強めた。ところがカルヴンは、ルーテルよりも約二十五歳も年若かつたが、そのジュネーブ時代の初期、即ち一五四五年頃までは、商業反感、利子排斥の傾向が可成り強かつたが、その晩年に於ては、(彼の死は一五六四年)次第に積極的な關心を持ち、利子是認の傾向を愈々大ならしめたのである。この二人の偉大なる宗教的社會指導者の利子論の變遷を見てゐると、そこに一つの明かな事實があることを知らされる。それは即ち一五四〇年から五〇年頃にかけて、或る大きな社會的、經濟的變化が西歐の世界に行はれたに違ひないと云ふことである。勿論兩者の比較の場合、夫々の個性、環境、國民性、時代性等々によつて影響せられてゐるであらうと云ふことは見逃してはならない。たゞ此處では、この頃に一つの大きな社會的變革があつたであらうと云ふことを指示し得ればよいのである。そして此のことは可成り重要な問題を提供して呉れる。この頃が實は中世的なものと近世的なものとの交替期として觀察されるからである。

2) M. Luther (1483-1546)

3) P. Melancthon (1497-1560)

4) J. Oecolampadius (1482-1531)

5) U. Zwingli (1483-1531)

6) J. Calvin (1509-1563)

7) P. Viret (1511-1571)

8) 拙稿「ルーテルの商業及利子論」本誌43卷、2號、所載。

9) C. R. O. C. XXXVI, S. 390 f. XXXVII, S. 171. (Comm. on Isaiah 23:8,9)

かゝる變遷・變革の時期に於てカルヴンは主としてジュネーブを中心に活動したのであるが、次第に利子並に商業一般に對して寛容な態度を執るようになり、積極的となつた¹⁰⁾。工業の勃興については非常な贊助を與へて、例へばジュネーブに天鵝絨や燐寸の工場を建てるに當つて少からぬ努力を拂つたことがある¹¹⁾。これにはまた農村からの失業者の救済と云ふ意味もあつたが、要するに此の如くあらゆる社會の諸部面に於て人々が營爲することに對して積極的な贊意と援助とを與へんとしたのである。働く、と云ふことは、今や彼にとつては單に農村の勞働を賞賛するのみではなく、商業も工業も金融も交通も、市政にも教會にも全面的に活動するのを是認したのは云ふまでもない。即ち、職業の問題は、國家や教會の秩序の問題と共に極めて重要なこととなつて來たのである。中世のそれとは少しく異つた意味が加つて來たのである。殊に職業に對する態度も積極的な奉仕といふことになり、勤勉、忠實を特に要求されることになつた。彼のこの要請が、後にカルヴン主義に大きな影響を與へたことは云ふまでもない。併しマツクス・ウエーバーが、カルヴン主義の特徴として、職業に對する「世俗的禁欲主義」を擧げ、いはゆる「資本主義精神」にそれが極めて深い關係を持つたとして指摘したことがあるが、それは全くカルヴン主義であつて、殊に英國清教徒のそれであつたので、カルヴン自身にとつては事情は少しく異なるのである。このことはウエーバー自身もよく指摘してゐるのであるから、注意をする必要があると思ふ。

二

(一) カルヴンとジュネーブ市政——カルヴンが現實の秩序一般に對して極めて鋭い批判をなし、ある意味では確に審判と絶望との聲を放つた程である。従て彼は極めて嚴格冷酷な人として寫つた。ジュネーブの市政並に教會

47:15). E. Troeltsch, Soziallehren, II, S. 705. u. a. 382. G. Harkness, J. Calvin, N. Y. 1931, p. 214.

10) H. Wiskemann, Darstellung d. in Deutschland z. Zeit d. Reform., Leipzig 1861, S. 80.

11) F. Kampschulte, Johann Calvin I, Leipzig, 1869, S. 429f.

の改革に當り、市民の風儀を矯正せんとして舞踏や歌留多、酒場などを抑壓したことや、異端者セルベタスを火炙りにした如きは、彼の冷酷を示すものとして人口に膾炙してゐる。けれども我々は當時の風習や思想傾向や時代の潮流や殊にジュネーブの狀勢をよく知らなければならぬ。當時のジュネーブは人口約二萬の都市を中心にして周圍の町村を含んだ獨立州であつたが、その人種は極めて複雑で獨・佛・伊からなつてゐた。カルザンがジュネーブに來た一五三七年より十年程前までは伊太利のサヴェイ侯の管轄に屬してゐたが、一五三〇年に獨立して市民議會によつて政治が行はれ出し、三六年には新教に改宗した。市民は獨立自由の氣に富んでゐたが、何分從來の宿場的氣分が抜けず、商才はあつても風儀は非常に悪かつた。市民總會、二百人議會並に評議員會の三段によつて政治は民主的に行はれてゐた。併し中心的人物を缺いたために黨派争ひ激しく困難なる都市であつた。かゝる加へて宗教上の相異から、瑞西の内部に於ても州と州とが相争つてゐたのである。かゝるところへカルザンがジュネーブ教會の教師として來つたのである。而も次いで市政の樞機に參劃して實際に法規の制定に預り、教會と市政との兩面を通して、市民生活の内外に互つて改革を行つたのである。だから若し彼の此の努力がなかつたならば、當時のジュネーブは無く、或は今日のジュネーブも瑞西も無くはなかつたらうかと思ふのである。カルザンが市會から委囑されて、法規の起草に主として當ることになつたのは一五四一年頃からであつたが、それらは次いで最高小委員會の手で少しく修正されて公布の運びに至つたのである。法規は大體二種類からなつてゐて、一つは教會法規 (Ordonnances ecclésiastiques de l'Eglise de Genève) であり、他は市民法規 (Ordonnances sur le religieux du peuple) である。そこでその各々について、彼の思想の概要を窺つて見ることにする。法規の内容と

12) M. Weber, Die protest. Ethik und d. Geist d. Kapitalismus, G. A. R. I. 1922, S. 17-206. 梶山力氏譯一〇一頁以下。

1) 彼の秘書は Claude Roset, Porrallis, Johann Ballard の三人である。

云ふよりは彼の考へ方を主として述べることにする。

(1) 教會法規²⁾——まづジュネーブの教會なるものは、實は三つの教會 (St. Pierre, St. Gervais, La Madeleine) から成つてゐて、カルヴンはその第一のものに屬してゐた。これら教會の構成については、牧師、教師、長老、執事の四種の役員とその他の會員とから成つてゐるが、牧師は主として説教、禮典執行、公私の説諭、勸告をする。教師は聖書の講解、執事は貧民救濟、病人見舞等社會事業的なことを、長老は教會員並に一般市民の宗教的、道德的秩序の監視、諭告又は刑罰の申告等を市會に請求する權能を持つ。この長老は凡べて平信徒であつて、その數十二名。全部が市會の議員であつて、その中の二人は最高機關たる小委員會又は參事會から、四人は上院たる六十人議會から、残りの六人は下院又は總會たる二百人議會から夫々選出されたものである。教會の行政は、教會と長老會とによつてなされるが、長老會には實際に牧師も加はるから、従て教會の代表機關はこの長老會となるのである³⁾。そして全部が市會の議員でもある關係から、教會と市會との關係は極めて密接なものとなつてゐる。但しこの長老會の權限について、それが一般市民の徵罰として聖餐停止や破門をなし得るや否やと云ふことに關して屢々問題となつたことがある。蓋し此の徵罰は實際には國外追放と同じ意味だから、教會の長老會がそれまで爲し得るや否やは大いに問題となつたのである。けれども此の問題はカルヴンによつて肯定されたので、教會側の勝利となり、市民生活に對して非常な權能を振ふこととなつたのである。この外なほカルヴンが起草した法規の中には、洗禮、聖餐、結婚、埋葬、病人囚人訪問、小兒、老人、徵戒等に互つて記載されてゐる。

(2) 市民法規⁴⁾——ジュネーブはその市を中心にして周圍の町村を含んだ範圍の獨立州を形成してゐた。サヴォイ

2) C. R. O. C. Xa p. 15-124. こゝにはなほ 1537年 に提出して否決せられたもの(これは第一回滯在中)、1541年10月9日に再提出したもの(これが普通知られてゐる)、翌年春それにつき市會で説述したもの、1561年に公刊せられたもの、外、1545年の婚姻に關するもの、1559年のジュネーブ大學に關するものその他が掲載せられてゐる。 なほ B. Kidd, Documents illustrative of the

侯の羈絆を脱して獨立したのが一五三〇年。民主制を敷いて従来も屢々法規の制定や改正を行つて來たが、これにカルヴァンによつて根本的に建て直されたのである。従來の法規が舊教的教會法の影響を多分に含んでゐるのを改めて、むしろ羅馬法への接近を計つた跡が見え、更にジュネーブの舊き慣習法をも重視したと見えると云はれる。⁵⁾ 彼は刑法、訴訟法等に特に力を入れ、またその他財産法、郵税法等にまで制定、改正に努力した。

彼の此の法律制定に關する思想は、その有名なる「基督教綱要」の第四卷第二十章「政治的統治論」⁶⁾の中によく示されてゐる。その初めのところに、如何なる政體を採ることが最もよいかと云ふ問題について、古く希臘の昔から論ぜられてゐるやうに、君主、貴族、民主の三つがあるが、その中で貴族政體が比較的よいと云つてゐる。⁷⁾ この點はかの中世のトマス・アクイナスが、比較的には君主政體がよいと云つたのと良い對照をなす。⁸⁾ 併しこゝに注意して置かなければならないことは、彼は貴族政體を絶對的に良いと云つてゐるのではなく、相對的にであり、更に彼は人々がその特殊事情に應じて夫々適當に選べるべきものであると云つた點である。國家の統治の目的については、悪しきものゝ徵罰、弱少者の保護、教會の外的保護等にあるとする。然らば裁判の如きは當然國家に於て行はるべく刑罰も亦執行さるべきものとした。従つて基督者と雖も當然に告訴を認められてゐる。但しその動機が人を憎悪したり復讐したりすることであつてはならないのは云ふまでもない。「訴訟手續はそれを正しく用ふる者にとつては合法的であることを了解せよ」。⁹⁾ 「パウロも人の不熱心と罪とを摘發したために責める者の誹謗を拒けて、法廷に於て羅馬市民たるの特權を立證した」¹⁰⁾と云ふ。次にまた租税について、統治者の租税徵收を十分に認めてゐる。「貢とか租税とかは諸王の合法的收入にして彼等の職務上の公的費用を賄ふに主として

Continental Reformation, Oxford, 1911, pp. 589. 參照。

- 3) H. Hausserr, Der Staat in Calvins Gedankenwelt, Leipzig, 1923, S. 30 ff.
- 4) C. R. O. C. Xa S. 126-146. こゝには主として訴訟法に關する手稿の斷片が集められてあるが、なほその外警察、夜警、婚姻等に關するものがある。
- 5) J. Bohatec, Calvin und das Recht, Wien, 1934, S. 219-231.

用ひられねばならぬ。¹¹⁾但しそれらは統治者の個人的收入でないこと、むしろ「全人民の收入」であると云ひ、更に「それら（租税）は人民の血であるから、それを無駄なく使はなければ、最大の非人道的無錢行爲である」と云ふ。更に戦争についても、彼は積極的な見解を示してゐる。戦争は平時の法規を以て規定し得ない。丁度國內の訴訟の如く國際的の或る不均衡状態である。従て戦争も亦統治者の劔と云ふ考へで解決されてゐる。従て戦争は必ずしも否定すべきものではない。寧ろその合法性について、「もし彼等（統治者）が自己の領民の平穩を保つための力を托されたものであるならば、また争亂を取り鎮めるために、壓政の犠牲者を助けるために、また罪人を罰する力を托されてゐるならば、個人の平安、國民の平穩を亂すところの狂亂者を抑制することにより、よりよき目的に此の權能を用ふることが出来ようか」と云つてゐる。新約聖書が戦争について基督者にとりそれが合法的だと積極的に云つてゐないと云つて攻撃するものがあれば、それには第一に昔存した戦争の原因が今もなほあること、従て統治者が人民を保護するのを引き止める理由はないこと、第二に使徒がその書翰の中にはつきりと書いてゐないのは、彼らは直接には「心の王國」の問題に心が捉はれてゐたからであつて、戦争の如きに觸れ得なかつたのである。第三にヨハネの言葉にも、兵士に對つて「人を劫しまた誣ひ訴ふな、己が給料をもて足れりませよ¹⁴⁾」と云つてゐるのは、即ち兵士の生活、職業が禁じられたのではないことを示すと。¹⁵⁾以上によつてカルヴンが戦争も亦基督者生活にとつて是認せざるを得ない所以を明かにした。但しその動機を常に注意すべしとした。

(二) 秩序と法——カルヴンが一宗教家でありながらかく市政に參與したといふことは、決して偶然なことからはないのであつて、彼の深い根柢ある思想に基く。いま少しくその點について明かにして見たい。まづ現實的な

- 6) *Institutio christianae religionis*, 1539 (2a), Lib. IV Ch. XX, 'De politica administratione.'
- 7) op. cit. *Inst. IV, XX, 8*. P. Barth, *Opera selecta*, 1936 v. S. 478.
- 8) P. Mandonnet, *S. Thomae Aquinatis Opuscula Omnia*, parisiis 1927, I, L. I, C. VI, p. 322. 上田博士譯「聖トマス經濟學」二八二頁。

國家の統治は、それは本來神の統治であること、その一つであることを云ふ。他の一つとは「神の國」の統治であり、云はゞ教會の秩序である。この兩者は本來その目的と機能とを異にしてゐる。神の國又は教會は、神の子基督の聖靈の國であり、恩寵により救濟されし愛の世界である。主として靈魂の救濟を目的とする。ところが「此世の國」又は國家は、現世的な統治者によつて統治される身體の國である。これは悪者を罰し、幼弱を保護し、教會の外的保護をなすための劍の國である。従てその統治者はまた神によつて直接にその職務を委任されたものであるから、時には「神」の稱號を付けられることがある。かく統治者の職務は第一には神のためである。この職務は従て「神の賜物」でもある。「現世に於けるあらゆる階級の中、最も神聖にして且つ最も秀れて名譽ある職務(召命)である」と。

次に統治者と人民との關係については、「統治者の命令はすべて神のものとして我らは受ける」。併し若しその統治者が又はその命令が悪しき場合には如何。而もなほそれを神の意志であるとした。従て徒らに反抗すべきではなく、顧みて自己の罪に對する神の審判にあらざるやを思ふべきである。また悪しきものに對する神の審判を俟ち望め。従て例へ悪しき統治者にもなほ服従し忠誠を盡すべしとした。それは丁度、悪しき親にもなほ良き子として仕へるべく、子としての道を完うすべきであると同じである。嫌々の屈從ではない、寧ろ進んで且つ喜んで悪しき者にもなほ忠誠を盡すべきこと、それが基督者の眞の態度であるとした。國家の統治に當つて、法と云ふものが極めて重要であることは云ふまでもない。彼は云ふ、「法律は政府の有する最強の神經」、また「國家の心」と。「法律は沈黙の統治者であり、統治者はまた生ける法律である」とも云つてゐる。カルヴァンは一般的に

9) Inst. IV, XX, 18; P. B. V. S. 490.

11) o. c. XX, 13; S. 485.

13) o. c. XX, 11; S. 483 f.

15) o. c. XX, 12; S. 484.

1) o. c. XX, 4; S. 474.

10) op. cit. XX. 19; S. 490.

12) ibid.

14) ルカ 3:14.

2) ibid. S. 475.

「法」を分けて、神法と人間法(人定法)との二つにしたことは既に述べた⁶⁾。而もその人間法は神法の中に含まれてゐる、その部分であり、特殊である。トマス・アクィナスの法の分類は、永久法、自然法、人定法であり、その人定法は更に道徳法、儀式法、法律に分けられるが、カルヴンのは神法と自然法と道徳法とを一括し、儀式法と法律とを一括する。そして前者を大きく神法とし、後者を戒律(律法)としてゐる。その神法はまた別の分類法によつて、神に關する即ち神を崇めることに關する信仰と敬虔とに關するものと、隣人を愛することに關するものにしてゐる。これらの神法又は道徳法は「良心の法」とも關係があり、自然法の如きは此の中に入れられてゐるのである。これは第一原理とも云はるべきもので、「それなくしては眞理も行爲の永遠の基準も存在しない」³⁾のである。絶對法である。ところが人間法は、それと反對に相對法であり、時處によつて改廢され得るものである。彼は更にこの人間法を分つて三つとする。衡平と法律と條例とである。これらは「神の道徳法中に命ぜられたる慈愛を確保する最上の手段にのみ目をつける」⁴⁾ものである。而もなほ神法又は道徳法の中に包攝せられるものであること云ふまでもない。尙、衡平は本質的には自然法と相等しきものであるが、主として人間の外的關係の均等を云ふ場合に示されるのであるから、特に人間法の第一に置かるべきものであるとする。

三

(一) 恩寵と選擇——人間が一定の秩序の中に存在し且つ行爲するものであることは云ふまでもない。上來述べ來つたやうに、我々は神の統治としての教會と國家との二つの秩序の中にあるものである。而もこれらの下に於て、神の法と人間の法との中にあること、從て諸々の内外の法規に従ふと共に、定められた立場にあつて積極的に行

3) o. c. XX, 7; S. 477. 教會にとりて統治者は養父である(イザヤ 49:23)から、そのために日夜祈るべきである(テモテ前2:2)。
 4) o. c. xx, 14, S. 486. 5) *ibid.*
 6) 拙稿、「カルヴンの利子と自然法」本誌48卷2號。
 7) S. Thomas Aquinas, *Summa Theologica*, II:1, Q. 91-95.

爲すべきものである。職業とはかゝる秩序の中の一つの結節點のやうなものである。而もこゝに於て實は二つの平面の交錯點となつてゐるのである。カルヴンは從來の基督教的職業觀に従つて、縦に於ては神との關係によつて召命とか賜物とかの考へ方をし、横に於ては社會の中にあつて職分と云ふ考へ方をした。また生計と云ふ考へ方も明かに持った。要するに人間の存在や行爲が秩序に於てあるとは、それを具體的に云へば職業の問題なのである。そこで先づ職業の意義について根本的に如何に考へたかを述べ、その特徴を明かにしたいと思ふ。

カルヴンの職業觀を述べるためには、先づ神との關係と云ふところから明かにしなければならぬ。それも主として神の側からの働きとして見らるべきである。神が人間に對する働きの中心點は、その主たる特質は、恩寵と云ふことである。從來カルヴンの神觀について、それが豫定と云ふ點を強調したものととして特徴付けられてゐたが、併しそれには何か宿命的な決定的な印象を與へて誤解せしめるやうなので、近來はこれを避けて神の主權と云ふより、能動的な表現を用ふる。けれどもそれでも尙神を權力の王とする感を與へ過ぎる。そこでむしろ神の本質に則して第一義的な恩寵と云ふ方がよいと思ふ。神は人間を憫み顧み給ふものと云ふ意味である。神は現實の自然をも無下に却けるのではなく、基督の贖罪によつて全き救ひの約束に入れたる世界として現實の自然並に一般社會をば憐み顧み給ふものとする。こゝに所謂「自然の恩寵」又は「一般恩寵」と云ふ考へが強く出て來るのである。カルヴンが「基督教綱要」第一卷の「神を知る知識」に於て、論述の順序が常にまづ一般自然の立場から初めてゐる。故に藝術や學問をもなほかゝる立場に於て、一般恩寵の立場に於て、是認してゐるのである。かゝる意味に於て一般世俗の職業をば、なほ神の意志の示されるものとして根底的には一應の是認をしてゐる。

8) o. c. xx; 14, S. 486 f. cf. xx, 15, S. 487.

9) ibid.

1) H. Meeter 著、今村好太郎氏譯「カルヴイン主義の根本原則」三〇頁以下參照。

2) B. Warfield 著、岡田稔氏譯「宗教改革とカルヴイン主義」六九頁參照。

「主は我々の各に生活の凡ゆる行動に於て、己が召命（職業）に心を注むるやうに命じてゐる」、また「彼は各々に生活の異なる種類に於てその任務を定め給ふた。而して誰もがその限界を越えざるやう、此の種の生活の種類を召命（職業）と稱した。されば各個人の生活の種類は、云はゞ主によつて任せられた部署である」³⁾と。かくて商業の如きものも、それ自體が決して罪惡的なものではなく、神に嘉みせられ社會を益する一種の業であると認むべきで、その害は添加的に生ずるに過ぎぬことは、人生の法則に照して明かであるとした。かくて職業はその一般的恩寵に於て是認された。「如何に卑しく且つ賤しき業務でもたゞ汝の神よりの務めに従事しさへするならば、神の前に輝き且つ極めて貴きものとなされないものは一つもない」⁴⁾。實に與へられた人生の業は、現實のまゝでもなほ「神の祝福」であり、「神の仁慈」であり、「神の務め」「神の招き」であるとする。

次に、神の人間に對する働きの第二として選擇と云ふことを擧げてゐる。これは即ち第一の自然の恩寵又は一般の恩寵に對するもので、特殊恩寵に基くものである。神の一般恩寵としての世俗職業の是認と云ふことは、常にたゞ神の「憐憫の約束」⁵⁾に於てであると云ふことを忘れてはならない。即ちそれは未だ全き神の意志の充足ではないからである。そこでカルヴンの第二の特徴たる特殊恩寵の高調即ち選別の思想と云ふことが十分觀察されなければならぬ。その特殊恩寵とは、たゞ信仰に於て神の啓示に應答したものに下される關係である。そこに於ては全き救の約束に入れられることである。換言すれば、地上に於ては基督者の世界又は教會に於てのみ示されるものである。カルヴンはこゝに於て、教會の中に示されたる特殊恩寵としての職業觀を重視する。そこで一般恩寵による職業又は招き・務めは「普遍的召命」或は「外的召命」⁶⁾とも云はれ、特殊恩寵による選ばれたる職業

3) Inst. III, X, 6. P. B. IV, S. 180 f. 中山昌樹氏譯二卷一七五頁。

4) op. cit. S. 181, 一七六頁。

5) Inst. III, II, 29. S. 39. 二卷四〇頁。

6) o. c. III, XXIV, 8. S. 419, 四一四頁。

7) ibid.

(例へば聖職)をば、「特殊的召命」⁷⁾或は「選ばれたものの召命」⁸⁾と云つてゐる。而もこの二者の關係は、一般恩寵が特殊恩寵を取り巻いてゐる状態に於てある。⁹⁾

要するにカルヴァンの職業觀は、二つの段階に分けられてゐることを示す。一つは一般的・普遍的・根柢的に一般恩寵に基いてすべての職業・職務を是認するのである。この意味に於て彼はルーテルの「*Bauf*」に於て示された世俗的職業への是認を繼承したと云へる。けれども彼の特徴ある考へは、第二の特殊的恩寵に基いて特に神に選ばれしもの、即ち神の意志に應答をなしたものに特殊の召命を與へるものとした點である。曰く「前の(普遍的)召命は、不虔の者らにも亦共通的のものであり、後の(特殊的)選びは、主の目指して我々の心情に印するところの未來の嗣業の質また封印である」¹⁰⁾と。これは亦イエスに於て「招かるゝものは多し、されど救はるゝものは少し」¹¹⁾と、パウロに於て「豫じめ定めたるものを召し、召したるものを義とし、義たるものに遂に光榮を得させ給ふ」¹²⁾と云ふのに相通ふものがある。

(二)「世俗的禁欲主義」——職業の意義については以上の如くであるが、次に職業に對する態度と云ふことについて少しく述べたいと思ふ。カルヴァンの影響を受けた後のカルヴァン主義に於いて、その職業に對する態度の中に「世俗的禁欲主義」とも云はるべきものがあつたと指摘したマックス・ウエーバーの論述はその限りに於ては正しいものがあるが、一般には誤解されて、カルヴァン自身がその様なものを注入したのである様に傳えられてゐるが、それは誤りである。少くとも正確とは云へない。¹³⁾ウエーバー自身もその「新教倫理と資本主義精神」に於ては、カルヴァンの職業觀については積極的には殆んど述べてゐないのであつて、寧ろ屢々カルヴァンとカルヴァン主

8) o. c. III, XXIV, 1, S. 410, 四〇四頁。

9) H. Bavinck, Calvin and Common Grace, Cal. & Reform., Princeton, 1909, p. 126. 岡田稔氏譯七一頁。

10) Inst. III, XXIV, 8. S. 420. 邦譯四一五頁。

11) マタイ 22:14. 12) ロマ 8:30.

義とは異ると云ふことを述べた。例へば選びについては、どうしてこの選びを確信出来るかと云ふことは、カルズンには問題にならなかつた。彼自身、神の器具であり、自己の救を確信してゐた。彼は神の決断についてその知識と眞の信仰から生れた基督への堅忍な信頼を以て満足すべきであるとした。所がカルズン主義者は、救拯の確さが必要なのである。または救済の確かなる標識が問題となつた。¹⁴⁾ 恩寵については、カルズンにとつては、恩寵の作用としての堅忍なる信仰の自己證明で充分であつた。ところがカルズン主義者にとつてはそれを外的に聖化を確證しなければならず、義務に忠實なものとなり、日々の闘争を外的に證示しようとした。¹⁵⁾ また豫定については、カルズンにとつては全體としての統轄であつたが、カルズン主義者にとつては、生活の區々に、道德生活の微にまで行かなければならないとした。カルズンは信仰的必然であつたが、カルズン主義者には道德的義務感であつた、合理的であつた。¹⁶⁾ また富については、カルズンは富の愛用者ではなかつたが、比較的寛大に、教職者の富の所有をも許し、また歓迎し、たゞ躓を起さない程度で投資をすることを認めた。¹⁷⁾ ところがカルズン主義者にとつては律法的となつて、それは極めて危険の多いものとなし、むしろ勞働を禁欲的手段として薦める。後には勞働のために生活すると云ふことになつた。¹⁸⁾ また快樂については、カルズンはジュネーブの市に對して極めて厳格な取締法を作つたのであるが、それを清教徒と比較すると、より高尚な貴族的形式のものは許すと云ふ穩健なものであつたが、清教徒に於ては時代の壓迫のためもあつて極めて厳格となつた。¹⁹⁾

この様にしてカルズンとカルズン主義者との間には、思想的にも實踐的にも相當の相異があることがわかる。カルズンの神觀は深き信頼と服従とを持たしめる。故に豫定と云ふことについても、愛の働きとして憐み顧み給

13) Inst. III, 7, 'de abnegatione nostri' (自己拒否に就て) P. B. IV S. 151. 邦譯二卷一四三頁及び III, 8, 'De crucis tolerantia, quae pars est abnegationis' (克己の一部分である、十字架を負ふことに就て) P. B. S. 161. 邦譯一五四頁參照。
14) cf. M. Weber, op. cit. S. 104 f. 邦譯一二七、八頁參照。
15) op. cit. S. 105. 一三〇頁。
16) op. cit. S. 123. 一五二頁。

ふ恩寵の色調をその基底とした。従つて人の側からは喜んで進んで積極的に備へられたる處を充足し行かんとするその積極的職業態度が出る。ところがカルヴン主義者は、神の主權と云ふ點が目立つて來て、從て律法的となる。職業は命令として義務付けられる。こゝに禁欲主義なるものが出て來る。一般的・世俗的職業が神の秩序なりとすること、そこに命令として義務付けられると云ふことから勢ひ、「世俗的禁欲主義」は生まれて來る。また選びの思想についても、カルヴンのは全く神の働きとして、寛容を以て特に招くのであるし、人の側からは特に何らの功績なくして選ばれたものである。故にこの選びの關係は、人の側からは應答としてあるのみ。ところがカルヴン主義者は、神の支配と云ふ點が強調されることから、信賴と云ふのではなく寧ろ確信を得んとすることになり、更にその證しと云ふことが關心となつて來る。業績によつて選ばれると云ふのではないが、特選の召命に對する義務遂行と云ふことになる。感謝の應答と云ふよりは、義務の精進となる。要するに、カルヴンもカルヴン主義者も、その職業・職務・召命に對する積極的態度が禁欲的精進の姿に見えることに於ては似てゐるが、併しその内容は異つてゐる。前者は喜んで進んであるし、後者は義務として、確證を得んとしてある。故に兩者の差異は、主として職業に對する内面的態度と云ふ點にある。

四

カルヴンがジュネーブの宗教改革者として、教會のみならず市政の改革に參與したと云ふことは、彼の思想に社會的・實踐的な色彩を濃厚にしたことは明かである。彼が秩序の問題について、教會のみならず市政並に經濟生活に關しても少からざる關心を寄せたことは、時代の事情にもよることであるが、彼の思想の根柢に於てそれ

17) op. cit. S. 165 f. 二〇三頁。
18) op. cit. S. 169 f. 二〇七頁以下。
19) op. cit. S. 184. 二二二頁。

らが共に神の秩序であると云ふ觀念が存したからである。かくて國家の統治は神の秩序であり、統治者は神の委託者であり、その統治の目的は悪しきものを取締り弱少者を援け教會の外的保護をなすにありとした。これに對して教會の職能は、内的、精神的な靈の救濟の世界であるとした。國家の機能は外的、消極的であり、教會の機能は内的、積極的である。かくの如く二者を一應分離してなほ補足の關係に置くのは西歐諸國の秩序觀の一般的特点であるが、その補足の關係を直接的に教會を國家の上とすればカトリシズムとなり、逆に國家を教會の上とすればルーテル主義となる。カルヴンに於ては、間接的に表裏の關係として上下の關係としないのである。秩序の神經は法である。法は大體二つに分けられて神法と人間法となる。自然法は前者の中に入れられて道德法と近くせられ、殆んど獨立的な地位を持たない。また衡平の如きは、人間法の中に、その首位に置かれてゐる。この點カトリシズムや近代思想と幾分異なる。次に職業の意義については、それが神との關係に於てまづ見られなければならぬが、それは二種類に分けられる。それは全く神の働きに歸因するが、第一には神の一般恩寵として、職業はすべて、如何に賤しき世俗の職業もなほ神の賜物であり召命であるとした。この意味ではルーテルの職業觀と相似通ふものがある。が併し第二の神の働きは、特殊なる恩寵として現はれる。それは「選び」として知られる。それはたゞ信仰によつて應答せられるところに見られる。それは世俗的職業の中にも見られるが、併し實際には強く教會の中に自覺される。この選びの思想によつてカルヴンは特に職業の種別を認めしめるのであるが、それは併しカトリシズムの功績的價値の差等や階層的段階と云ふのではない。神の側からの種別の指示と人の側からの信仰の應答と責任の自覺とによつて、區別されるものである。

(一四・三・二〇)